

松水総第17号

令和5年5月9日

事業推進課長 様
施設整備課長 様
維持管理課長 様
浄配水課長 様

総務課長 石津 宏明

令和3年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事に係る
主任技術者の専任及び現場代理人の現場常駐義務の緩和に係る取扱いについて（通知）

令和3年12月1日付け松水営第386号、令和4年1月31日付け松水営第464号による
営業管財課長通知に係るこのことについて、下記のとおり一部変更しましたのでお知らせ
します。

記

1. 現場代理人の現場常駐義務の緩和について

別紙2「現場代理人の常駐義務の緩和に係る取扱いについて」及び「現場代理人の兼
務に関する特記仕様書（令和3年度発生豪雨等災害特例適用）」を別添のとおり一部変
更

[変更概要]

令和5年5月9日付け松水総第16号「現場代理人の現場常駐義務の緩和について（通
知）」の内容に合わせた改正

- ・現場代理人の兼務に係る金額要件について、3,500万円から4,000万円へ改正
- ・現場代理人の兼務に係る距離要件について「工事現場間の移動距離（道のり）が
10 km程度まで」から「工事現場の相互の間隔（直線距離）が10 km程度まで」に
改正

2. 適用日

令和5年5月12日以降に松江市上下水道局が入札公告及び指名通知する工事から適
用する。

なお、適用日以前に松江市上下水道局が発注した工事については、発注者の判断とす
る。（建築関係工事は適用の対象外）

※本取り扱いを廃止（若しくは変更等）する際は、別途通知する。